

事 務 連 絡

平成19年12月26日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）  
労働保険徴収主務課（室）長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課  
労災保険財政数理室長補佐

メリット制事務処理手引の訂正について

平成19年1月4日付け基発第0104001号「メリット制事務処理手引の作成について」により送付した「メリット制事務処理手引」の140頁及び141頁を、別紙の通り訂正いたします。

なお、ご不明な点等ございましたら、労災補償部労災保険業務室統計調査係（Tel 03-3920-3311（内線 342））までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

ロ 印書内容

当該データについて、削除・論理チェックリストの結果エラーとなったものについてエラー番号を付し、労働保険番号順に印書する。

ハ 事務処理

このリストについては、局への配信は行わず、本省において管理し、該当の局に対してエラーとなった原因を確認した上、修正処理を行うこと。

なお、局においては、本省からの照会に対し速やかに回答し、エラーの早期解消に努めること。

エラー番号	エラー内容
1	新規、取消、変更、分割及び復活報告のあったもので、同一労働保険番号データが複数件あったもの。 (注) この場合、複数件すべてのデータがエラーとなる。
2	合併報告のあったもので、労働保険番号及び移転前労働保険番号が同一労働保険番号データとして複数件あったもの。 (注) この場合、複数件すべてのデータがエラーとなる。
3	新規、変更、復活及び合併報告時に移転前労働保険番号の入力があったもので、当該移転前労働保険番号と同一の労働保険番号で他の報告があったもの。 (注) この場合、複数件すべてのデータがエラーとなる。
4	新規、取消、変更、復活及び合併報告時に移転前労働保険番号の入力があったもので、同一移転前労働保険番号データが複数件あったもの。 (注) この場合、複数件すべてのデータがエラーとなる。
5	新規、取消、変更、復活、分割及び合併報告のあったもので、同一労働保険番号データがエラー番号1～4のいずれかのエラーに該当しているもの。
6	新規、変更、復活報告のあったもので、他に同一労働保険番号データでかつ合併報告以外のデータがあるもの。
7	合併報告のあったもので、他に同一労働保険番号データでかつ新規、変更又は復活報告のデータがないもの。
8	新規報告（新取変コード「1」）のあったもので、当該データの労働保険番号について継続年数3年以上で既に継続メリット・マスターにあるもの。
10	取消報告（新取変コード「2」、「3」、「4」）のあったもので、当該データの労働保険番号が、継続メリット・マスターにないもの又は必要年数以上、継続メリット・マスターにないもの。

エラー番号	エラー内容
11	<p>変更報告（新取変コード「5」）及び復活報告（新取変コード「9」）のあったもので、当該データの労働保険番号、移転前労働保険番号のどちらも継続年数3年以上で継続メリット・マスターにないもの。</p> <p>（注）労働保険番号のみ入力がある場合で、かつ、当該データの労働保険番号が継続年数3年以上で継続メリット・マスターにない場合も当該エラーとなる。変更報告については、第三者行為による控除額の登記を除く。</p>
12	<p>変更報告のあったもので、当該データの労働保険番号が、継続メリット・マスターにはあるが、非メリットコードが「0」でない（取消対象事業場である）もの。</p>
13	<p>変更（移転変更）報告のあったもので、当該データの移転前労働保険番号が、継続年数3年以上で継続メリット・マスターにはあるが、非メリットコードが「0」でない（取消対象事業場である）もの。</p> <p>（注）労働保険番号の継続メリット・マスターが存在しないまたは継続年数3年未満で継続メリット・マスターに存在する場合で、移転前労働保険番号が継続年数3年以上で継続メリット・マスターに存在する場合</p>
14	<p>復活（移転復活）報告のあったもので、当該データの労働保険番号が、継続年数3年以上で継続メリット・マスターにあり、非メリットコードが「0」である（取消対象事業場でない）もの。</p>
15	<p>復活（移転復活）報告のあったもので、当該データの移転前労働保険番号が、継続年数3年以上で継続メリット・マスターにあり、非メリットコードが「0」である（取消対象事業場でない）もの。</p> <p>（注）労働保険番号の継続メリット・マスターが存在しないまたは継続年数3年未満で継続メリット・トマスターに存在する場合で、移転前労働保険番号が継続年数3年以上で継続メリット・マスターに存在する場合</p>
16	<p>分割新設事業の労働保険番号が、既に継続年数3年を経過している場合 （新取変コード「8」）</p>
17	<p>分割元事業の労働保険番号が存在しない場合 （新取変コード「8」）</p>
18	<p>分割元事業がメリット制適用要件を満たさない場合又は前回の分割から3年を経過しない間に再分割の報告があった場合。又は、分割元事業と同一の労働保険番号で、取消報告又は分割報告をした場合 （新取変コード「8」）</p>